

（別添 1）令和 5 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和 5 年度の基本報酬の算定に当たっては、5 月に感染症法上の位置づけの変更が見込まれるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県・指定都市・中核市に提出することとする。

[なお、本特例については、令和 5 年度をもって終了とする。]

サービス	実績算出の考え方	令和 4 年度の取扱い	令和 5 年度の取扱い
就労継続支援 B 型（工賃 型）	前年度の平均工賃月 額の実績を踏まえて評 価	① 令和 3 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① <u>令和 4 年度</u> （通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合
就労継続支援 A 型	5 つの評価項目ごとに、 主に前年度の実績に応 じて評価	[労働時間] ① 令和 3 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） [生産活動] ① 令和 2 年度及び令和 3 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例） ※それ以外の項目は、令和 3 年度実績で評価	[労働時間] ① <u>令和 4 年度</u> （通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） [生産活動] ① <u>令和 3 年度及び令和 4 年度</u> （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例） ※それ以外の項目は、 <u>令和 4 年度</u> 実績で評価
就労移行支援	過去2年間の就労定着率 の実績を踏まえて評価	① 令和 2 年度及び令和 3 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例）	① <u>令和 3 年度及び令和 4 年度</u> （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例）
就労定着支援	過去3年間の支援期間の 就労定着率の実績を踏 まえて評価	① 令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度 （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（2 年間） （特例）	① <u>令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度</u> （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（2 年間） （特例）

(注)

・本特例を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績（令和 2 年度～令和 4 年度）を用いることはできない。

令和5年度の基本報酬の算定に当たり令和2年度、令和3年度及び令和4年度の実績を用いない場合の例（就労移行支援）

(注)

- ・「a人、b人、c人」は各期間における就労定着者数の合計であること
- ・「X人、Y人、Z人」は各期間における各月の利用者定員数の合計であること

(1) 平成30年7月サービス開始の例

H30.4	H30.7 サービス開始	H31.4	R1.7	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	<u>R5.4</u>	R5.7	R6.4
		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目
就労定着者※の数		a人		b人							c人	…
利用定員数		X人		Y人							Z人	…

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

就労定着者の割合	(R5.4~R5.6)	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	(R5.7~R6.3)	$\frac{(a+b+c)}{(X+Y+Z)}$ 又は $\frac{(X \times 30/100 + b + c)}{(X+Y+Z)}$
----------	-------------	---------------------------------------	-------------	--

(2) 令和元年7月サービス開始の例

H31.4	R1.7 サービス開始	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	<u>R5.4</u>	R5.7	R6.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	5年目	
就労定着者※の数		a人							b人	…
利用定員数		X人							Y人	…

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

就労定着者の割合	(R5.4~R5.6)	「3割以上4割未満」とみなす	(R5.7~R6.3)	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{(a+b)}{(X+Y)}$
----------	-------------	----------------	-------------	---